

議案第54号

佐野市博物館条例の制定について  
佐野市博物館条例を次のように定めます。

令和4年9月2日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市博物館条例

佐野市立博物館条例（平成17年佐野市条例第108号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の利用に供し、もって市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館を設置する。

（名称及び位置）

第2条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐野市郷土博物館	佐野市大橋町2047番地
佐野市葛生化石館	佐野市葛生東一丁目11番15号
佐野市葛生伝承館	佐野市葛生東一丁目11番26号
佐野市郷土資料保存三好館	佐野市岩崎町1325番地1

（事業）

第3条 博物館は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第3条に定める事業及び佐野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要があると認める事業を行う。

（指定管理者による管理）

第4条 教育委員会は、佐野市郷土博物館の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者の業務）

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 佐野市郷土博物館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める業務

(開館時間)

第6条 博物館の開館時間は、次のとおりとする。

名称	開館時間
佐野市郷土博物館	午前9時から午後5時まで
佐野市葛生化石館	午前9時から午後5時まで
佐野市葛生伝承館	午前9時から午後5時まで
佐野市郷土資料保存三好館	午前10時から午後3時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者又は教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により開館時間を変更しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の承認を受けなければならない。

(休館日)

第7条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

名称	休館日
佐野市郷土博物館	(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合を除く。） (2) 休日の翌日（土曜日、日曜日又は休日に当たる場合を除く。） (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (4) 館内整理日（毎月の末日。ただし、土曜日又は日曜日に当たる場合を除く。） (5) 特別整理期間（年間10日以内）
佐野市葛生化石館	(1) 月曜日（休日に当たる場合を除く。） (2) 休日の翌日（土曜日、日曜日又は休日に当たる場合を除く。） (3) 12月29日から翌年の1月3日ま

	<p>での日</p> <p>(4) 館内整理日（毎月の末日。ただし、土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日、月曜日又は休日でない日とする。）</p> <p>(5) 特別整理期間（年間14日以内）</p>
佐野市葛生伝承館	<p>(1) 月曜日（休日に当たる場合を除く。）</p> <p>(2) 休日の翌日（土曜日、日曜日又は休日に当たる場合を除く。）</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(4) 展示替期間</p>
佐野市郷土資料保存三好館	第2及び第4日曜日を除く日

2 指定管理者又は教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日を開館することができる。

3 前条第3項の規定は、前項の規定により臨時に休館日を定め、又は休館日を開館する場合について準用する。

(利用料金)

第8条 佐野市郷土博物館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、無料とする。ただし、期間を定めて特別の資料を展示する場合は、有料とする。

2 前項ただし書の場合において、佐野市郷土博物館を利用しようとする者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において教育委員会の承認を受けて、指定管理者がその都度定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(入館料)

第9条 佐野市葛生化石館、佐野市葛生伝承館及び佐野市郷土資料保存三好館の入館料は、無料とする。ただし、佐野市葛生化石館又は佐野市葛生伝承館は、期間を定めて特別の資料を展示する場合は、別表に定める額の範

団内において教育委員会がその都度入館料を定めて、これを徴収するものとする。

(利用料金及び入館料の不還付)

第10条 既納の利用料金又は入館料は、還付しない。ただし、指定管理者又は教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金及び入館料の免除)

第11条 指定管理者は、教育委員会規則で定めるところにより、利用料金を免除することができる。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、入館料を免除することができる。

(入館の制限)

第12条 指定管理者又は教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 展示品、施設、設備等を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 他人に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (4) 係員の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障があるとき。

(資料の閲覧、撮影及び複写)

第13条 調査研究のため、博物館の所有する資料（以下「資料」という。）を閲覧し、若しくは撮影し、又は資料の複写の提供を受けようとする者は、あらかじめ、指定管理者又は教育委員会の許可を受けなければならない。

2 指定管理者又は教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(閲覧、撮影及び複写の制限)

第14条 次に掲げる資料は、閲覧し、撮影し、又は複写することができない。

- (1) 未公開及び未整理のもの
- (2) 保存に影響を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (3) 寄託された資料で、寄託者の同意を得ていないもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者又は教育委員会が不適當で

あると認めるもの

(損害賠償の義務)

第15条 博物館の入館者は、故意又は過失により展示品、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(博物館協議会)

第16条 法第23条第1項の規定により、教育委員会の附属機関として、佐野市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 博物館の運営に関し教育委員会の諮問に応ずること。

(2) 博物館の運営に関し教育委員会に対して意見を述べること。

3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 学校教育の関係者

(3) 社会教育の関係者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までにこの条例による改正前の佐野市立博物館条例（以下「旧条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の佐野市博物館条例（以下「新条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第11条第4項の規定により任命された佐野市郷土博物館協議会の委員（以下「旧委員」という。）である者は、施行日に、新条例第16条第4項の規定により佐野市博物館協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

別表（第8条、第9条関係）

区分	金額（1人につき）	
	個人	団体（20人以上）
一般	330円	220円
大学生・高校生	220円	110円
中学生・小学生	110円	50円

備考

- この表において「一般」とは、「大学生・高校生」、「中学生・小学生」及び小学校就学の始期に達するまでの者以外の者をいう。
- この表において「大学生・高校生」とは、大学及び高等学校の学生又は生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- この表において「中学生・小学生」とは、中学校、小学校及び義務教育学校の生徒又は児童並びにこれらに準ずる者をいう。
- 利用料金及び入館料の額には、消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む。

理由

佐野市郷土博物館の管理を指定管理者に行わせ、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。